

現場確認作業を要しない候補地一覧（その 1）

No,	候補地の所在等	現場確認を要しない理由	除外理由
1	旭ヶ丘 10 丁目 6-27 ※多目的広場	・他の利用目的があることが判明した。	(3)
4	希望ヶ丘 1 丁目 288 ※希望ヶ丘団地周辺	・開発緑地指定地であり、開発が不可能。	(3)
6	高田町長湫 8 の 1 ※高田鉾山奥	・地元との旧慣使用協定があり、開発が困難。 ・侵入道の確保が極めて困難。	(3)
7	高田町長湫 9 の 1	・地元との旧慣使用協定があり、開発が困難。 ・侵入道の確保が極めて困難。	(3)
14	東町 3 丁目 1 の 2	・フロンティアリサーチパーク構想内	(3)
15	東町 4 丁目 4 の 2	・フロンティアリサーチパーク構想内	(3)
21	笠原町平下 993 の 1	・他の目的に利用予定有り。	(3)
22	笠原町鳩谷下 995 の 10	・稼動中の採土場内（八坂鉾山）。	(3)
25	笠原町向嶋 2455 の 308	・敷地中心部に地域墓地。	(3)
28	笠原町西籠 3983 の 1	・敷地内の大部分を地域墓地が占める。	(3)
30	笠原町梅平 4009 の 1	・河川敷	(2)

※) 以上、11箇所（34箇所）は現地確認を要しない（内 NO,1 は現地確認は実施した）。

※) 除外理由の内容は、以下のとおりです。

2) 土地のかたち

3) 既に利用されている又は利用計画がある

※) 候補地 No,1（旭ヶ丘 10 丁目 6-27）については、現地確認実施の後、他目的での利用計画が判明しましたので除外します。